

船舶事故調査報告書

令和8年3月25日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和7年7月21日 15時00分頃
発生場所	愛知県常滑市小鈴谷漁港大谷地区 小鈴谷港大谷北防波堤灯台から真方位355° 560m付近 (概位 北緯34° 50.7' 東経136° 51.8')
事故の概要	水上オートバイYONEは、ブイに係留中の無人の水上オートバイサーガラVX5に接近中、サーガラVX5に衝突した。
事故調査の経過	令和7年8月19日、主管調査官（横浜事務所）を指名原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 水上オートバイ YONE、0.2トン 240-68966愛知、個人所有 B 水上オートバイ サーガラVX5、0.1トン 240-58664愛知、サーガラ株式会社（B社）
乗組員等に関する情報	A 船長A、二級小型、特殊
負傷者	なし
損傷	A 船首部船底に割損 B 右舷中央部外板に凹損等
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南、風力 3、視界 良好 海象：波高 約0.3m
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、同乗者1人を乗せ、遊走を終え、小鈴谷漁港大谷地区北方の砂浜に向けて航行していた。 A船は、航行中、B船に近づいたので、船長Aが、B船の至近で停船しようと思い、減速したがA船の行きあしが止まらず、A船の船首部とB船の右舷中央部とが衝突した。 B社担当者は、客に貸し出しする準備として、機関を止めて船首を南南西方に向けたB船をブイに係留して無人の状態としていたところ、A船がB船に衝突した。 A船がB船に衝突したことに気付いたB社担当者は、A船の乗船者に負傷者がいないこと及び両船の損傷状況を確認し、118番通報した。
分析	A船は、航行中、船長AがB船の至近で停船させようとしたものの、行きあしが止まらないままB船に接近し、B船と衝突したものと考えられる。 船長Aが操縦を誤った可能性、機器に不具合が発生した可能性等が考えられるが、船長Aから必要な情報が得られなかったことから、その状況を明らかにすることができなかった。

	B船は、無人でブイに係留中、A船が衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、A船が、航行中、船長Aが無人の状態に係留中のB船の至近で停船させようとしたものの、行きあしが止まらず、B船に衝突したものと考えられる。
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水上オートバイの船長は、漂泊中の船や係留場所等の近くで停船しようとする場合は、自船の性能や風や波などの影響を考慮し、余裕のある距離で停船できるよう早めに減速すること。 ・水上オートバイの船長は、発航前検査等において、船体、機関等が良好な状態に保たれているかどうかを確認すること。